

独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会 報告書（平成24年9月12日）  
（抜粋）

第4章 機構の機能の整理

2. 各事業の特性を踏まえた機構の機能の在り方

(1) 奨学金事業

②奨学金事業の今後の在り方

<略>

また、安定的に事業を継続できる仕組みづくりも不可欠である。事業費が飛躍的に拡大しているにもかかわらず、その業務体制を支える運営費交付金が減少する中で、事業を将来にわたって適切に運営するためには、適切で効果的な債権回収に向けたガバナンスを確保することはもちろん、年々拡大する貸与規模に見合った業務体制の確保や事業の仕組みの工夫も必要である。

⑤機構の機能の在り方

機構の実施する奨学金事業は、教育の機会均等を実現するための教育施策として行うことに本質がある。このことを踏まえれば、債権管理・回収等の業務については業務システムの見直しや専門的・効率的実施の観点から外部委託を最大限活用しつつ、機構として、教育的配慮を踏まえながら、確実に実施する必要がある。

このため、第三者機関である債権回収検証委員会(仮称)を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である。

第5章 機構の組織の在り方について

1. 統合後の法人への統合や、事務・事業の他の主体への一部移管を含めた機構の在り方について  
(事務・事業の他の主体への一部移管について)

<略>

①奨学金事業

- ・債権管理・回収等については業務システムの見直し、専門的・効率的実施の観点から、外部委託等の最大限の活用を図る
- ・第三者機関(例えば債権回収検証委員会(仮称)など)を設置し、外部からのチェックを強化する
- ・学生の経済的支援の在り方を検討するため、また返還能力に応じ効果的・効率的な回収を行う観点から返還者の実態を把握するため、調査分析を充実させる